

令和8年度 佐賀市議会のあらまし



佐賀バルーンミュージアム（令和8年10月で開館10周年）

佐賀市議会事務局

TEL 0952-40-7310

FAX 0952-25-5407

<https://sagashi-gikai.gijiroku.com/>



令和8年5月発行

目 次

市 勢

1 佐賀市の概要	1
2 市章・市の花・市の木	1
3 沿 革	2
4 人口等	3
5 人事・給与	4
6 財 政	5

議 会

1 構 成	8
2 議会運営	9
3 議会活動状況	10
4 報酬・費用弁償等	13
5 議会事務局	13
6 議会費予算	14
7 刊行物	14
8 議会改革(議会活性化)の取り組み	15
9 ICT化の取り組み	16
10 議会傍聴者へのバリアフリー対応	17
11 議会棟平面図	18

資 料

議会基本条例(逐条解説付き)	19
行政組織図	25

市 勢

1 佐賀市の概要

佐賀市は、平成 17 年 10 月 1 日に佐賀市、諸富町、大和町、富士町および三瀬村が合併して誕生しました。

さらに平成 19 年 10 月 1 日には、川副町、東与賀町および久保田町を合併し、人口 233,466 人(令和 2 年国勢調査)、面積 431.81k m²の市となりました。

新しい佐賀市は、脊振山系の山ろく部の山林や清流、古代肥前の国の行政府跡「肥前国庁」、中心部の長崎街道に代表される歴史遺産や佐賀城公園、日本の近代化を先導した「幕末維新期の佐賀」の魅力を紹介している佐賀城本丸歴史館、筑後川にかかる昇開橋や佐賀平野に広がるクリークや田園風景、豊饒の海といわれる「有明海」など素晴らしい環境に恵まれています。特に観光面においては、山間部にある観光りんご園、温泉、また有明海沿岸部における干潟の個性的な動植物など、多様な魅力を備えるまちとなりました。

また、平成 27 年 5 月には、渡り鳥のシギ・チドリ類飛来数日本一を誇り、紅葉する塩生植物「シチメンソウ」が自生する「東よか干潟」がラムサール条約湿地に登録され、平成 27 年 7 月には、日本初の実用蒸気船「凌風丸」が造られた「三重津海軍所跡」が、「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」のひとつとして、世界文化遺産に登録されました。

今後も、市民や地域が、それぞれの個性や魅力を発揮しながら、市の将来像として掲げている「佐賀らしさでみんなが上を向くまち」の実現を目指していくこととしています。



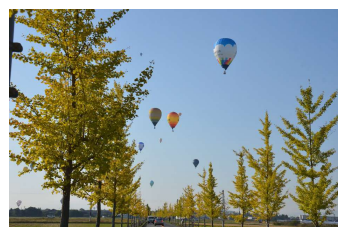
2 市章・市の木・市の花

【市章】

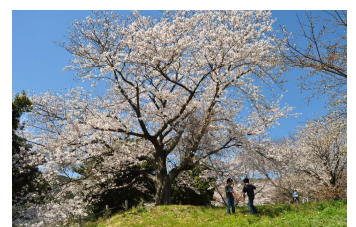
佐賀市の頭文字である「S」をモチーフに、人と人とのふれあいをイメージし、2つの円は、はじき出る個性とはぐくみ成長する英知を表しています。



【市の木：イチョウ】



【市の花：サクラ】



新佐賀市誕生 10 周年を記念し、平成 27 年 10 月に市の木を『イチョウ』、市の花を『サクラ』として制定しました。

3 沿革（合併関連）

旧佐賀市

明治 22 年 4 月 1 日	市制施行
大正 11 年 10 月 1 日	神野村を合併
昭和 29 年 3 月 31 日	隣接 5 村を合併（西与賀村、嘉瀬村、高木瀬村、巨勢村、兵庫村）
昭和 29 年 10 月 1 日	隣接 5 村を合併（北川副村、本庄村、鍋島村、金立村、久保泉村）
昭和 30 年 4 月 1 日	蓮池町の一部を合併

旧諸富町

明治 22 年 4 月 1 日	町村制施行により佐賀郡東川副村、新北村となる。
昭和 30 年 3 月 1 日	東川副村と新北村の 2 村が対等合併し、佐賀郡諸富町となる。

旧大和町

明治 22 年 4 月 1 日	町村制施行により、佐賀郡春日村、川上村、松梅村となる。
昭和 30 年 4 月 16 日	春日村、川上村、松梅村の 3 村合併にて佐賀郡大和村となる。
昭和 33 年 6 月 1 日	富士村大字八反原を編入
昭和 34 年 1 月 1 日	町制施行により大和町となる。
平成 8 年 4 月 1 日	松瀬地区の一部を境界変更により富士町に分割

旧富士町

明治 22 年 4 月 1 日	町村制施行により佐賀郡小関村、小城郡南山村、小城郡北山村となる。
昭和 31 年 9 月 30 日	小関村、南山村、北山村が合併により佐賀郡富士村となる。
昭和 33 年 6 月 1 日	八反原を境界変更により大和村に分割
昭和 41 年 10 月 1 日	町制施行により富士町となる。
平成 8 年 4 月 1 日	境界変更により大和町松瀬地区の一部を編入

旧三瀬村

明治 22 年 4 月 1 日	町村制施行により神埼郡三瀬村となる。
-----------------	--------------------

平成 17 年 10 月 1 日 佐賀市、諸富町、大和町、富士町、三瀬村が新設合併し、佐賀市となる。

旧川副町

明治 22 年 4 月 1 日	町村制施行により佐賀郡南川副村、中川副村、大詫間村、西川副村となる。
昭和 28 年 4 月 1 日	町制施行により南川副町となる。
昭和 30 年 4 月 1 日	南川副町、中川副村、大詫間村が合併により佐賀郡川副町となる。
昭和 31 年 9 月 30 日	西川副村を編入

旧東与賀町

明治 22 年 4 月 1 日	町村制施行により佐賀郡下古賀村、田中村、飯盛村が合併し佐賀郡東与賀村となる。
昭和 41 年 10 月 1 日	町制施行により東与賀町となる。

旧久保田町

明治 22 年 4 月 1 日	町村制施行により佐賀郡久保田村、徳万村、新田村、久富村が合併し久保田村となる。
昭和 42 年 4 月 1 日	町制施行により久保田町となる。

平成 19 年 10 月 1 日 川副町、東与賀町、久保田町を佐賀市に編入合併。

4 人 口 等

(1) 市 制 施 行

平成 17 年 10 月 1 日

(2) 世帯数、人口、面積（直近 5 年）

	令和 4 年 3 月末現在	令和 5 年 3 月末現在	令和 6 年 3 月末現在	令和 7 年 3 月末現在	令和 8 年 3 月末現在
世帯数(世帯)	102,377	103,284	103,966	104,772	105,589
男(人)	108,354	107,895	107,345	106,795	106,341
女(人)	121,079	120,658	119,721	118,905	118,049
人口計(人)	229,433	228,553	227,066	225,700	224,390
面積(k㎡)	431.82		431.81		

(3) 産業別人口

(国勢調査)

	平成 27 年		令和 2 年		
	実数(人)	構成(%)	実数(人)	構成比(%)	対前回比(%)
総数	115,222	100.0	113,388	100.0	98.4
第1次産業	6,668	5.8	5,901	5.2	88.5
農 業	5,180	4.5	4,518	4.0	87.2
林 業	103	0.1	102	0.1	99.0
漁 業	1,385	1.2	1,281	1.1	92.5
第2次産業	21,156	18.4	20,742	18.3	98.0
鉱 業	20	0.0	8	0.0	40.0
建 設 業	8,279	7.2	8,241	7.3	99.5
製 造 業	12,857	11.2	12,493	11.0	97.2
第3次産業	81,520	70.8	83,465	73.6	102.4
卸小売業・飲食店	24,483	21.2	24,233	21.4	99.0
金融・保険・不動産業	5,070	4.4	4,926	4.3	97.2
運輸・通信業	5,968	5.2	6,156	5.4	103.2
電気・ガス・水道業	665	0.6	669	0.6	100.6
サービス業	39,679	34.4	41,280	36.4	104.0
公 務	5,655	4.9	6,201	5.5	109.7
分類不能の産業	5,878	5.1	3,280	2.9	55.8

5 人事 ・ 給与

(1) 職員定数と現員 (地方自治法252条の17及び公益法人等の一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づく派遣職員の数を除く。)

(令和8年4月1日現在)

区 分	定 数	現 員
市 長 部 局	1,486 人	1,441 人
議 会 事 務 部 局	13 人	13 人
選 管 事 務 部 局	8 人	8 人
監 査 事 務 部 局	9 人	8 人
(公 平 委 員 会 部 局)	(5 人)	
農 業 委 員 会 事 務 部 局	24 人	19 人
教 育 委 員 会 事 務 部 局	125 人	103 人
小 計	1,670 人	1,592 人
交 通 局	64 人	50 人
上 下 水 道 局	139 人	136 人
小 計	203 人	188 人
合 計	1,873 人	1,778 人

※兼務、併任の場合は、主たる所属に計上。

(2) 給 与

①職種別平均給料月額等 (交通局及び上下水道局を除く。) (令和7年4月1日現在)

職 種	職 員 数	平均給料月額	平均年齢	平均在職年数
行 政 職	1,445 人	333,920 円	43.3 歳	17.2 年
医 療 職(1)	8 人	521,088 円	51.6 歳	12 年
医 療 職(2)	19 人	302,221 円	41.9 歳	12.7 年
医 療 職(3)	51 人	334,433 円	47.7 歳	16.9 年
技能労務職	119 人	309,442 円	52 歳	17.1 年
合 計	1,642 人	332,605 円	44.1 歳	17.1 年

②市長等の給料

(令和8年4月1日現在)

区 分	現行月額	現行月額適用年月日
市 長	1,062,000 円	R8.4.1
副 市 長	838,000 円	〃
常勤監査委員	497,000 円	〃
上下水道局長	694,000 円	〃
交 通 局 長	694,000 円	〃
教 育 長	694,000 円	〃

6 財 政

(1) 令和8年度佐賀市会計別予算規模一覧

(単位:千円、%)

会 計 別	令和8年度当初予算	構成比	令和7年度当初予算	構成比	差引	増減率
	(A)		(B)		(A)-(B)	
一般会計	119,800,000	67.7	113,200,000	66.4	6,600,000	5.8
特別会計	31,029,462	17.5	30,723,621	18.0	305,841	1.0
国民健康保険	25,505,613	14.4	26,130,248	15.3	△ 624,635	△ 2.4
国民健康保険診療所	140,747	0.1	122,913	0.1	17,834	14.5
後期高齢者医療	5,383,102	3.0	4,470,460	2.6	912,642	20.4
企業会計	26,077,342	14.7	26,547,857	15.7	△ 470,515	△ 1.8
自動車運送事業	1,765,667	1.0	1,394,867	0.8	370,800	26.6
水道事業	6,659,988	3.8	6,740,307	4.0	△ 80,319	△ 1.2
下水道事業	15,690,356	8.9	16,310,615	9.6	△ 620,259	△ 3.8
工業用水道事業	41,129	0.0	71,109	0.0	△ 29,980	△ 42.2
富士大和温泉病院事業	1,920,202	1.1	2,030,959	1.2	△ 110,757	△ 5.5
合 計	176,906,804	100.0	170,471,478	100.0	6,435,326	3.8

(2) 一般会計予算歳入・歳出比較表

①歳入款別比較表

(単位:千円、%)

区 分	令和8年度当初予算	構成比	令和7年度当初予算	構成比	差引	増減率
	(A)		(B)		(A)-(B)	
自主財源	44,376,123	37.0	43,404,367	38.3	971,756	2.2
市税	34,821,585	29.1	33,683,293	29.8	1,138,292	3.4
分担金及び負担金	192,411	0.2	165,660	0.1	26,751	16.1
使用料及び手数料	1,765,889	1.5	1,721,665	1.5	44,224	2.6
財産収入	490,646	0.4	515,656	0.5	△ 25,010	△ 4.9
寄附金	1,300,520	1.1	1,300,520	1.1	0	0.0
繰入金	3,052,134	2.5	3,180,508	2.8	△ 128,374	△ 4.0
繰越金	100	0.0	100	0.0	0	0.0
諸収入	2,752,838	2.3	2,836,965	2.5	△ 84,127	△ 3.0
依存財源	75,423,877	63.0	69,795,633	61.7	5,628,244	8.1
地方譲与税	780,000	0.7	809,000	0.7	△ 29,000	△ 3.6
利子割交付金	60,000	0.1	15,000	0.0	45,000	300.0
配当割交付金	200,000	0.2	136,000	0.1	64,000	47.1
株式等譲渡所得割交付金	300,000	0.3	226,000	0.2	74,000	32.7
法人事業税交付金	560,000	0.5	612,000	0.5	△ 52,000	△ 8.5
地方消費税交付金	6,700,000	5.6	6,389,000	5.6	311,000	4.9
ゴルフ場利用税交付金	38,000	0.0	38,000	0.0	0	0.0
環境性能割交付金	6,000	0.0	82,000	0.1	△ 76,000	△ 92.7
地方特例交付金	341,000	0.3	242,500	0.2	98,500	40.6
地方交付税	20,200,000	16.9	19,700,000	17.4	500,000	2.5
交通安全対策特別交付金	50,000	0.0	60,000	0.1	△ 10,000	△ 16.7
国庫支出金	26,266,521	21.9	23,086,105	20.4	3,180,416	13.8
県支出金	12,832,856	10.7	11,370,028	10.0	1,462,828	12.9
市債	7,089,500	5.9	7,030,000	6.2	59,500	0.8
合 計	119,800,000	100.0	113,200,000	100.0	6,600,000	5.8

※端数処理のため構成比合計、増減率が一致しない場合がある。

② 歳出目的別比較表

(単位:千円、%)

区 分	令和8年度当初予算	構成比	令和7年度当初予算	構成比	差引	増減率
	(A)		(B)		(A)-(B)	
議会費	598,099	0.5	587,539	0.5	10,560	1.8
総務費	13,924,454	11.6	12,150,017	10.7	1,774,437	14.6
民生費	52,581,550	43.9	51,237,600	45.3	1,343,950	2.6
衛生費	12,330,722	10.3	9,535,934	8.4	2,794,788	29.3
労働費	58,474	0.0	59,338	0.1	△ 864	△ 1.5
農林水産業費	4,002,498	3.3	3,646,463	3.2	356,035	9.8
商工費	2,769,806	2.3	2,585,984	2.3	183,822	7.1
土木費	7,271,730	6.1	7,743,779	6.8	△ 472,049	△ 6.1
消防費	3,953,060	3.3	4,457,532	3.9	△ 504,472	△ 11.3
教育費	12,739,080	10.6	11,267,601	10.0	1,471,479	13.1
災害復旧費	81,369	0.1	387,426	0.3	△ 306,057	△ 79.0
公債費	9,251,674	7.7	9,282,463	8.2	△ 30,789	△ 0.3
予備費	237,484	0.2	258,324	0.2	△ 20,840	△ 8.1
合 計	119,800,000	100.0	113,200,000	100.0	6,600,000	5.8

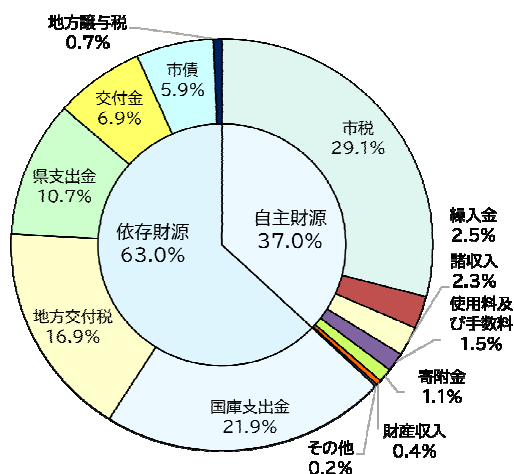
③ 歳出性質別比較表

(単位:千円、%)

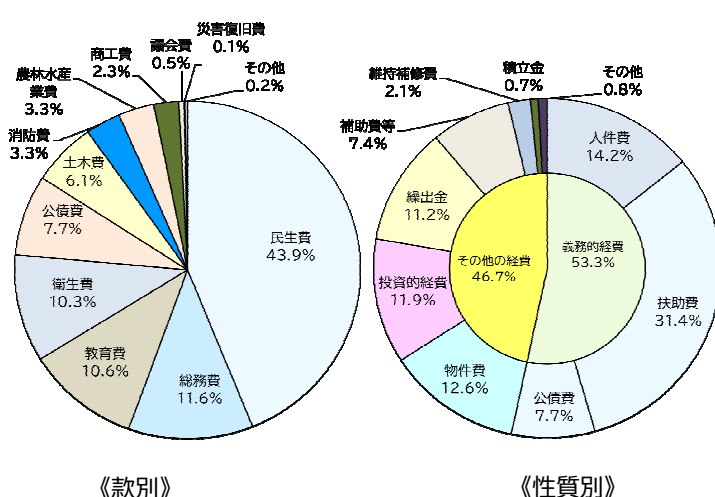
区 分	令和8年度当初予算	構成比	令和7年度当初予算	構成比	差引	増減率
	(A)		(B)		(A)-(B)	
人件費	17,030,536	14.2	16,631,898	14.7	398,638	2.4
物件費	15,060,066	12.6	13,166,486	11.6	1,893,580	14.4
維持補修費	2,470,651	2.1	2,488,572	2.2	△ 17,921	△ 0.7
扶助費	37,563,625	31.4	36,566,578	32.3	997,047	2.7
補助費等	8,913,028	7.4	7,870,095	7.0	1,042,933	13.3
投資的経費	14,255,561	11.9	12,354,139	10.9	1,901,422	15.4
積立金	865,322	0.7	830,792	0.7	34,530	4.2
投資及び出資金	5,015	0.0	2,243	0.0	2,772	123.6
貸付金	730,000	0.6	730,000	0.6	0	0.0
繰出金	13,416,306	11.2	13,017,538	11.5	398,768	3.1
公債費	9,252,406	7.7	9,283,335	8.2	△ 30,929	△ 0.3
予備費	237,484	0.2	258,324	0.2	△ 20,840	△ 8.1
合 計	119,800,000	100.0	113,200,000	100.0	6,600,000	5.8

※端数処理のため構成比合計、増減率が一致しない場合がある。

【歳入】〔総額1,198億円〕



【歳出】〔総額1,198億円〕



(3) 佐賀市財政指標の総括表 (普通会計)

(単位：千円)

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
歳入総額	①	133,968,400	118,726,278	113,882,747	115,055,193	118,508,922
歳出総額	②	130,950,436	114,767,392	110,932,324	113,055,454	116,748,526
歳入歳出差引額 ①-②	③	3,017,964	3,958,886	2,950,423	1,999,739	1,760,396
翌年度へ繰り越すべき財源	④	1,473,846	818,926	848,984	790,876	598,801
実質収支 ③-④	⑤	1,544,118	3,139,960	2,101,439	1,208,863	1,161,595
単年度収支	⑥	271,897	1,595,842	△ 1,038,521	△ 892,576	△ 47,268
積立金	⑦	657,107	1,612,215	1,608,624	1,111,331	1,035,852
繰上償還金	⑧					
積立金取崩し額	⑨	1,089,297		663,214	2,321,158	1,069,564
実質単年度収支 ⑥+⑦+⑧-⑨	⑩	△ 160,293	3,208,057	△ 93,111	△ 2,102,403	△ 80,980
基準財政需要額		43,128,310	44,730,060	45,308,049	46,781,876	48,985,562
基準財政収入額		28,303,483	27,359,451	29,084,989	29,837,524	30,198,895
標準財政規模		54,041,763	56,299,975	55,093,331	56,033,669	57,670,952
財政力指数		0.652	0.637	0.637	0.631	0.632
実質収支比率 (%)		2.9	5.6	3.8	2.2	2.0
公債費負担比率 (%)		13.9	14.0	13.9	13.2	12.8
実質公債費比率 (%)		1.7	1.7	2.0	2.4	2.4
積立金現在高		20,768,903	22,974,458	23,354,812	21,694,177	19,874,932
地方債現在高		94,920,788	94,302,663	92,405,727	90,158,010	87,322,735
債務負担行為額		15,597,917	12,897,019	13,409,136	16,034,936	20,335,333
経常収支比率 (%)		94.1	89.2	93.8	95.1	93.4
人件費経常収支比率 (%)		24.0	22.7	24.1	23.0	24.4
年度末住民基本台帳人口 (人)		230,970	229,433	228,553	227,066	225,700

※基準財政需要額・基準財政収入額は、錯誤前数値。

※標準財政規模は、臨時財政対策債発行可能額を含んだ数値。

※経常収支比率は、減税補填債、臨時財政対策債を含んだ数値。

議 会

1 構 成

(1) 議員定数と現員 (令和8年4月1日現在)

定 数……36人 (平成25年10月23日から)

現 員……36人 (うち女性10人)

(2) 会派・党派別構成

(令和8年4月1日現在)

会 派		自 由 民 主 党	公 明 党	立 憲 民 主 党	国 民 民 主 党	日 本 共 産 党	参 政 党	STEP-UP FOR SAGA	無 所 属	計
会派	自 民 さ が	10								10
	自 民 市 政 会	9								9
	ネットワーク佐賀			3	1				1	5
	公 明 党		4							4
	自 民 清 流	4								4
諸派	市 民 共 同								1	1
	日 本 共 産 党					1				1
	STEP-UP FOR SAGA							1		1
	参 政 党						1			1
計		23	4	3	1	1	1	1	2	36

※所属議員3名以上を会派としている。

(3) 年齢別構成

(令和8年4月1日現在)

年 齢 別	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	平均年齢
人 数	0	0	11	8	13	4	0	57.3歳

※最年長76歳、最年少40歳

2 議会運営

(1) 定例会日程の例（概要）

開会1週間前	招集告示の翌日	招集告示の翌々日	招集告示の翌々日以降	開会日	2～3日間	5～8日間	2～3日間	1日	1日	閉会日
招集告示	一般質問通告締切	議会運営委員会	議案勉強会	開会、諸報告、特別委員長中間報告、議案上程、提案理由説明等	休会	一般質問 議案等質疑	常任委員会	議会運営委員会	休会	委員長報告、質疑、討論、採決、閉会

(2) 議案勉強会

議会運営委員会の終了後から開会日の前日までの間で、議案等に関し提出者の説明を受ける。

(3) 一般質問・議案等に対する質疑 ※議案等質疑には報告に対する質疑を含む。

いずれも通告制を採っており、一般質問は一問一答方式、議案等質疑は分割質疑方式で実施している。（ただし、1回目は総括方式）

- ①通告の締切 ・ 一般質問……招集告示日の翌日の正午まで
・ 議案等質疑……議案等質疑日程の3日前の午後5時まで
- ②質問・質疑の順序 ……………抽せん（通告書の提出順によるくじ引き）により決定
- ③議案等質疑の回数 ……………総括質疑を含めて各項目3回まで
- ④一般質問の発言時間 ……………答弁を含め60分以内

(4) 意見書案・決議案の取扱い

意見書案・決議案の提出締切日は、定例会当初の休会日程（市の休日を除く）の最終日の正午とする。提出された意見書案・決議案は、一般質問日程の2日目に各会派に配付し、一般質問・議案等質疑日程の間を各会派の検討期間としている。

(5) 請願・陳情の取扱い

請願……定例会当初の休会日程（市の休日を除く）の最終日の午後5時までに受理した請願書は、所管の常任委員会又は議会運営委員会へ付託し、これ以後提出された請願書は、閉会前の議会運営委員会で取り扱いを協議する。

陳情……陳情書が提出された場合は、速やかにその写しを全議員に配付する。

(6) 予算・決算の審査

一般会計は、予算・決算ともに常任委員会に分割付託し審査している。ただし、歳入については連合審査を行っている。特別会計、企業会計については、予算・決算ともに各会計を所管する常任委員会に付託している。また、決算審査の充実並びに次年度の予算及び事業運営への議会意思の反映のため、常任委員会での決算審査を踏まえた意見・提言を議会として提出し、市長に処理方針の報告を求める場合がある。

(7) 常任委員会

4つの常任委員会を設置し、それぞれ所管事項の審査・調査を行う。議員は、必ず1つの常任委員会に所属し、任期は条例で2年と定めている。なお、常任委員会委員の複数所属は認めない。

(8) 議会運営委員会

会期や議事日程などの議会の運営に関することを協議する委員会。委員定数は10名とし、各会派（所属議員3人以上）から推薦した者を議長が指名する。議長は地方自治法第105条の規定により出席。副議長は運用内規により、オブザーバーとして出席。委員会での合意により、諸派（所属議員2人以下）からもオブザーバーとして1名出席している。

(9) 特別委員会

特定の事件、重要な問題の審査など、議会が特に必要と認めるとき、その案件ごとに設置する委員会。令和8年4月1日現在、1つの特別委員会を設置している。

3 議会活動状況

(1) 議会開催状況（令和7年度）

会 別	会期 日数	本会議 日数	常任委 員会審 査日数	開 催 日	会議時間	一般 質問 者数	議案 質疑 者数
6月 定例会	21	9	2	6/5, 6/10～6/13, 6/16～6/20, 6/25	19 時間 59 分	24	3
8月 定例会	23	8	5	8/25～8/27, 9/1～9/5, 9/8～9/10, 9/16	16 時間 12 分	22	0
10月 臨時会	7	2	1	10/29, 11/4	48 分	0	0
12月 定例会	22	10	3	12/1, 12/4～12/5, 12/8～12/12, 12/15～12/17, 12/22	25 時間 16 分	29	2
2月 定例会	27	11	5	2/26, 3/3～3/6, 3/9～3/13, 3/16～3/18, 3/24	23 時間 36 分	26	4
合 計	100	38	16		85 時間 51 分	101	9

(2) 議案審議状況（令和7年度）

区 分		可 決	否 決	修正可決	継続審査	撤 回	合 計	
市 長 提 出 議 案	条 例	24					24	
	予 算	35					35	
	決 算	9					9	
	人 事	11					11	
	一 般	39					39	
	専決処分	条 例	1					1
		予 算	3					3
		そ の 他						
小 計		122					122	
議 員 提 出 議 案	条 例	2					2	
	規 則	2					2	
	意 見 書	4	2				6	
	動 議							
	決 議	委員会提出	1					1
		委員会提出以外						
そ の 他 (修正案)			1				1	
小 計		9	3				12	
請 願		1					1	
合 計		132	3				135	

※可決は認定、同意、採択等を含む。否決は不認定、不同意、不採択等を含む。

専決処分（報告）	7
----------	---

(3) 意見書・決議案（令和7年度提出分）

件 名	議決日	議 決 結 果
再審に関する法改正を求める意見書案	6月25日	可 決
地方財政の充実・強化に関する意見書案	9月16日	可 決
第69号議案 令和7年度佐賀市一般会計補正予算（第5号）（福祉教育委員会付託分）に対する附帯決議案	9月16日	可 決
非核三原則の堅持を求める意見書案	12月22日	否 決
公立小・中学校の体育館等への空調設備整備に対する支援の充実を求める意見書案	12月22日	可 決
公立小・中学校の体育館等への空調設備整備に対する支援制度の創設を求める意見書案	12月22日	可 決
こども医療費の県費補助の拡充を求める意見書案	3月24日	否 決

(4) 陳情・請願の受理状況

(件 数)

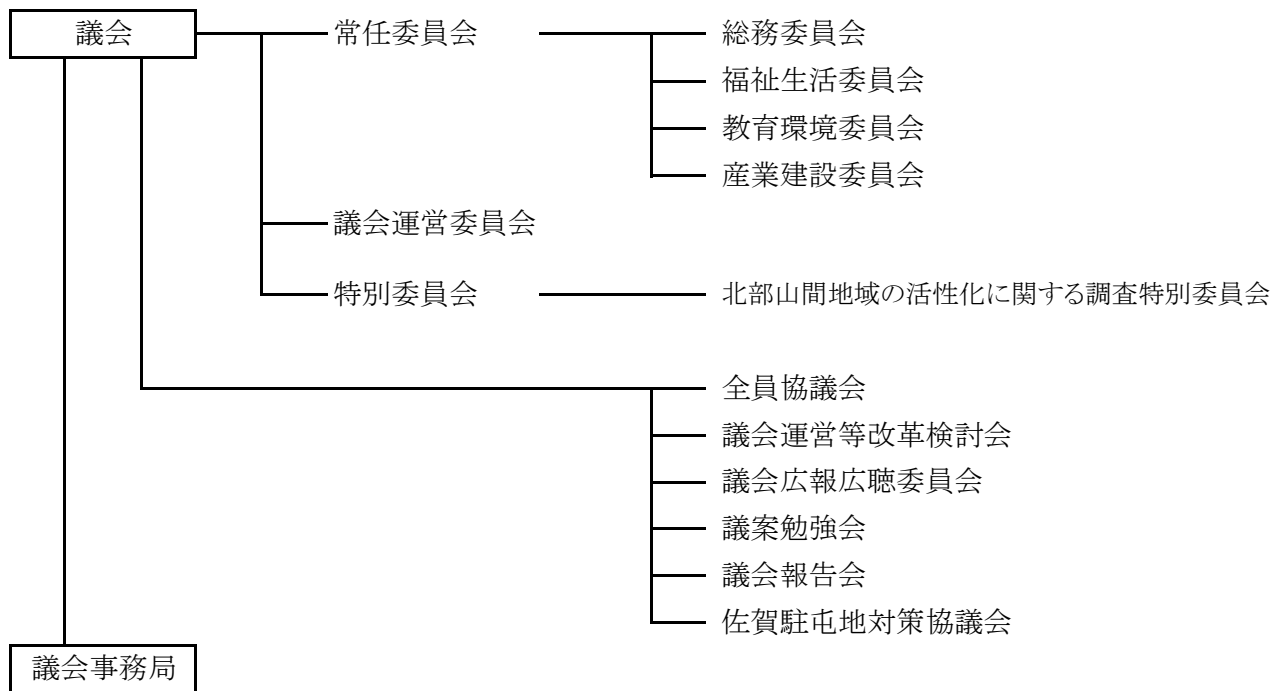
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
陳 情	16	18	19	16	16	24
請 願	1	0	2	2	0	1

(5) 行政視察来訪件数・人員

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
件 数 (件)	1	1	47	53	48	39
人 員 (人)	10	1	358	403	351	280
うち宿泊 (件)	0	0	31	29	31	18

※他にオンラインによる視察の受け入れあり 令和3年度・・・2件

(6) 議会構成（令和7年12月22日現在）



委員会名	定数	所管事項
総務委員会	9	総務部、政策推進部、地域共創部、出納室、固定資産評価審査委員会、監査委員、選挙管理委員会及び公平委員会の所管事務並びに他の常任委員会の所管に属さない事務
福祉生活委員会	9	市民生活部、保健福祉部及び富士大和温泉病院の所管事務
教育環境委員会	9	環境部、こども未来部及び教育委員会の所管事務
産業建設委員会	9	経済部、農林水産部、都市戦略部、建設部、農業委員会、交通局及び上下水道局の所管事務
議会運営委員会	10	議会の運営、議会の会議規則・委員会に関する条例等、議長の諮問に関する事項
北部山間地域の活性化に関する調査特別委員会	11	北部山間地域の活性化に関する諸種調査

地方自治法第100条第12項の規定による協議又は調整を行うための場

名称	目的	構成員	招集権者
全員協議会	市政に関する重要事項又は議会の運営に関し協議又は調整を行うため	全議員	議長 (一般選挙後議長が選任されるまでの間にあつては、議会事務局長)
議会運営等改革検討会	議会改革に関し協議又は調整を行うため	会派・諸派から選出された議員	議会運営等改革検討会 会長
議会広報広聴委員会	議会の広報広聴に関し調査、協議又は調整を行うため	会派・諸派から選出された議員	議会広報広聴委員会 委員長
議案勉強会	議案等に関し提出者の説明を受けるため	全議員	議長
議会報告会	議会活動に関し市民等に対し報告等を行うため	全議員	議長
佐賀駐屯地対策協議会	佐賀駐屯地に係る政策課題に関し調査、協議又は調整を行うため	会派・諸派から選出された議員	佐賀駐屯地対策協議会 会長

※ほかに任意の会議として、会派代表者会議、常任委員研究会、政務活動費調整会議がある。

4 報酬・費用弁償等

(1) 議員報酬

		R8.4.1 適用
議	長	707,000 円/月額
副	議 長	620,000 円/月額
議	員	565,000 円/月額

※常任委員会、議会運営委員会、特別委員会の委員長は 10,000 円、副委員長は 5,000 円を加算。

(2) 議員期末手当

	R7.4.1 適用	R7.12.1 適用	R8.4.1 適用
6 月支給率	1.725 月×1.15	1.725 月×1.15	1.75 月×1.15
12 月支給率	1.725 月×1.15	1.775 月×1.15	1.75 月×1.15
合 計	3.45 月×1.15	3.50 月×1.15	3.50 月×1.15

(3) 費用弁償

		H17.10.1 適用
日	当	なし
宿	泊 料	13,100 円
食	卓 料	2,600 円
出	席 費用 弁 償	なし

(4) 旅行雑費

旅行経費相当の額を「旅行雑費」として、旅行先区分に応じ 1 日当たりの定額により支給。

旅 行 先	東京都特別区 及び大阪府大阪市	左欄以外の全路程が 100km 以上の地域	全路程が 50km 以上 100km 未満の地域
1 日当たりの金額	1,000 円	800 円	300 円

(5) 研修費用弁償（令和 8 年度当初予算）

以下予算額については、（2）費用弁償の宿泊料・食卓料、（3）旅行雑費を含む

- ・常任委員会…………… 165,000 円/人
- ・議会運営委員会・特別委員会・議会広報広聴委員会・議会運営等改革検討会
…………… 92,600 円/人

(6) 政務活動費 ……総額 2,160 万円（令和 8 年度当初予算）

各会派（会派に準ずるクラブ等を含む。）の所属議員数に月額 5 万円を乗じて得た額を 1 月分とし、年 2 回に分けて交付する。

5 議会事務局

(1) 機 構

職員数 …… 13 人

局 長 — 副局長

(1)

(1)

議会総務課
(課長は副局長が兼務)

総務係 (4)

議事係 (7)

※他に再任用（短時間）1 人、
会計年度任用職員 2 人

(2) 職員の配置

部長・副部長級 (2)、課長級 (1)、副課長級 (0)、係長級 (5)、一般職級 (5)

6 議会費予算（令和8年度当初予算）

598,099千円（前年度比10,560千円増）

一般会計構成比 0.50%

（単位：千円）

節区分	金額	節区分	金額
1. 報酬	252,142	9. 交際費	700
2. 給料	63,087	10. 需用費	11,969
3. 職員手当等	120,605	11. 役員費	4,295
4. 共済費	83,036	12. 委託料	18,817
5. 災害補償費	1	13. 使用料及び賃借料	3,824
7. 報償費	68	17. 備品購入費	0
8. 旅費	15,617	18. 負担金、補助及び交付金	23,938

7 刊行物（令和8年度）

刊行物名称	部数	判型	発行回数	配布先
会議録	80部	A4	定例会ごと	議員、執行部、その他
さが市議会だより	108,600部	A4	定例会ごと	市内全世帯、その他
さが市議会だより （点字版）	57部	A4	定例会ごと	市内視覚障がい者及び関係施設
さが市議会だより （音声版）	60部	CD	定例会ごと	市内視覚障がい者及び関係施設
議会要覧	（適宜）	A4	（必要に応じて）	議員
市政概要	—	データ	年1回	佐賀市議会ホームページで公開 （紙媒体での発行なし）
佐賀市議会の あらまし	（適宜）	A4	年1回	議員、来訪市
佐賀市議会の しおり	（適宜）	A4	（必要に応じて）	議員、来訪市、その他
政務活動費の 手引き	（適宜）	A4	（必要に応じて）	議員、その他
よくわかる 市議会（児童用）	（適宜）	A4	（必要に応じて）	議場見学

8 議会改革（議会活性化）の取り組み

時期	内容
平成 5 年 4 月	佐賀市政治倫理条例の施行
平成 12 年 4 月	議員が就任する審議会等委員の無報酬化
4 月	議会だよりへの議員の顔写真掲載（臨時号）（改選期と中間期の4年に2回）
平成 13 年 6 月	本会議の庁内放映
6 月	本会議の発言残時間表示（一般質問、討論）
平成 14 年 6 月	本議会のケーブルテレビ放映を開始（ライブ放映）
平成 15 年 4 月	議員の審議会等委員への就任廃止
平成 16 年 4 月	出席費用弁償（日当）の廃止（日額 4,700 円を廃止）
9 月	政務活動費の手引きを作成（使途基準、事務手続きを規定）
12 月	一般質問に一問一答式を導入
12 月	議場に質問席・答弁席を設置（一般質問用）
平成 18 年 9 月	議会だよりへの一般質問登壇者の顔写真掲載（定例会号）
平成 20 年 4 月	政務活動費の領収書添付を義務化（平成 20 年度実績報告から）
6 月	インターネットによる議会中継を開始（生中継および録画放映）
6 月	会議録作成支援システムの導入（本会議を除く）
12 月	議会棟のバリアフリー化（エレベータ設置等）
平成 21 年 3 月	委員会の会議録をホームページで公開
4 月	佐賀市議会基本条例の施行
4 月	委員会の原則公開
4 月	執行部への質問権の付与
平成 22 年 5 月	議会報告会の開始
平成 23 年 7 月	政務活動費関連書類の自主公開の開始（平成 22 実績報告から、全ての書類）
9 月	事務事業評価の実施（より具体的な提言を目指し、事務事業に対する評価を実施。評価報告書を市長に提出。平成 22 年度決算から平成 24 年度決算まで）
9 月	議員の名札着用を開始（議員章着用規程を併せ改正）
平成 24 年 9 月	議場内赤外線補聴システムの導入
12 月	議員定数の削減を決定。38 人から 36 人に削減（平成 25 年 10 月改選から）

時期	内容
平成 26 年 1 月	定例議員研修の開催（全議員を対象に年 2 回）
6 月	議会独自のホームページの開設
6 月	政務活動関連書類をホームページで一部公開 （収支状況一覧表、支出明細書、領収書、備品台帳）
9 月	決算議案に対する附帯決議の定例化 （令和 3 年度からは必要に応じて）
平成 27 年 2 月	I C T 推進基本計画の策定
3 月	議案質疑に分割質疑方式導入
4 月	議会内各種会議の位置づけを明確化
4 月	全ての法定会議を原則公開（常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、議会運営等改革検討会、議会広報広聴委員会等）
平成 28 年 6 月	傍聴規則の変更（傍聴人名簿の廃止ほか）
12 月	タブレット端末を活用した議会運営を実施
令和 元年 7 月	政務活動費の領収書をホームページで公開
10 月	議会 B C P（業務継続計画）の策定
令和 2 年 6 月	議場傍聴席に文字情報用モニターを設置
令和 7 年 12 月	一般質問時に使用するパネル等を投影するためのモニターを議場に設置
12 月	傍聴席に議場中継の映像を映すためのモニターを設置

9 I C T 化の取り組み

（1）会議録検索システム

市議会の会議録をデータベース化することにより、大量にある議員及び執行部の発言の中から必要な情報を迅速かつ容易に検索することができる。検索機能としては、議会の年月日検索をはじめ、発言者名での検索、単語による検索等が可能である。平成 2 年以降の本会議及び平成 21 年以降の常任委員会の会議録を掲載している。

（2）テレビ放映・動画配信

平成 14 年 6 月定例会に本会議のケーブルテレビ放映を開始。平成 20 年 6 月定例会に本会議の動画配信（ライブ配信、※オンデマンド（録画）配信）を開始。令和 3 年 6 月定例会から、スマートフォン・タブレット端末での視聴に対応。※最大で 5 カ年分を掲載

（3）インターネットによる広報啓発活動

平成 26 年度に、開かれた議会として議会情報を分かりやすく伝えることを目的に市議会単体のホームページ（スマートフォン対応）を作成。平成 28 年度に、より多くの方に議会情報が伝わるように Facebook を開設。

(4) タブレット端末の活用

平成 28 年 12 月に、タブレット端末を活用した議会運営を開始（平成 29 年 3 月本格実施）。

- ①議案や資料をデータ化し、過去の書類もクラウド上で保管することにより、時間や場所を問わず容易に閲覧できるようにした。
- ②通知や緊急的な情報を電子メールで送信することにより、時間や場所を問わず確認できるようにした。
- ③アプリを活用することで、スケジュールを共有できるようにした。

(5) 議場モニターの設置

令和 7 年 12 月定例会から質問席の横に 43 インチモニターを 1 台、議員席と傍聴席に向けて 65 インチモニターを 2 台新設。一般質問等において質問する議員の氏名、質問事項を表示するとともに、質問を補完するためのパネル使用に同モニターを活用。あわせて傍聴席からも発言者の様子が見えるように、傍聴席に議場中継の映像を映すための 50 インチのモニターを 1 台設置。

10 議会傍聴者へのバリアフリー対応

(1) 議場内エレベーターの設置及び多目的トイレの整備

平成 20 年 12 月に、足の不自由な方等が傍聴に来やすい環境を整備した。

(2) 議場に赤外線補聴システムの導入

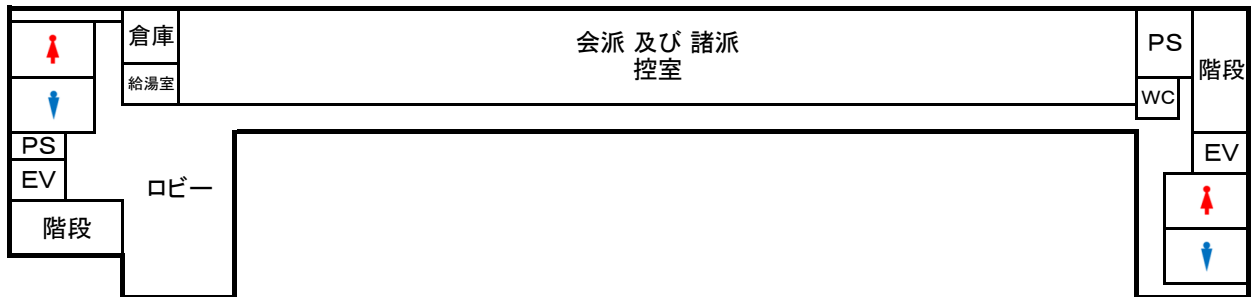
平成 24 年 9 月に、議場内の音声聞き取りにくい方のために、質疑や答弁をヘッドホン付受信機で明瞭に聞くことができるシステムを導入した。傍聴受付で受信機を貸し出している。

(3) 傍聴席に文字情報用モニターを設置

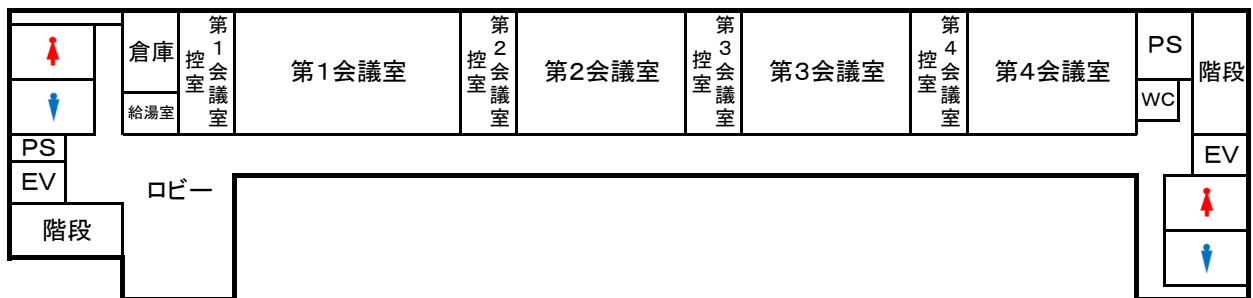
令和 2 年 6 月に、聴覚障がい者の議会傍聴を支援する「文字情報用モニター」を設置。モニターは 43 インチで、登壇者の発言を順次、文字に変換して画面に表示する。傍聴者の文字の見え方に応じて、表示する文字のサイズを調整することが可能である。モニター前に 10 人分の利用者優先席を設けている。

11 議会棟平面図

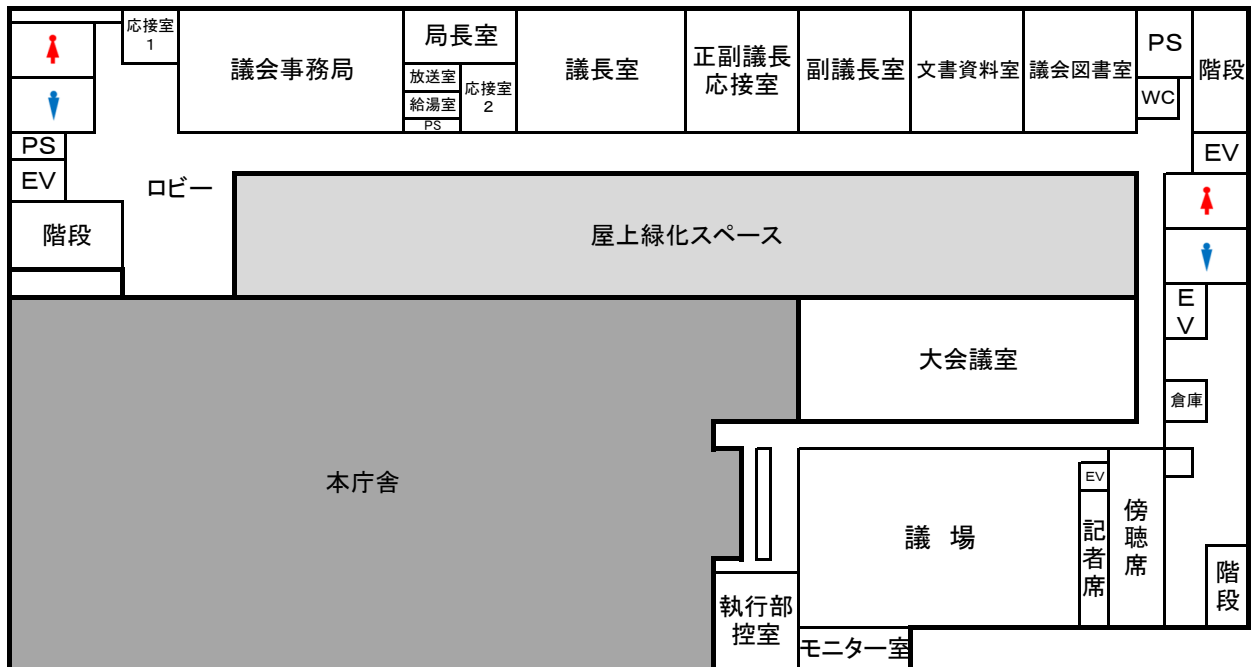
4階



3階



2階



佐賀市議会基本条例（逐条解説付き）

平成 21 年 3 月 26 日
条例第 17 号

目次

- 前文
- 第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）
- 第 2 章 市民との関係（第 6 条—第 8 条）
- 第 3 章 市長等との関係（第 9 条—第 12 条）
- 第 4 章 議会の機能の強化（第 13 条—第 19 条）
- 第 5 章 政治倫理（第 20 条）
- 第 6 章 見直し手続（第 21 条）
- 附則

（前文）

平成 12 年のいわゆる地方分権一括法の施行により、本格的な地方分権に向けたスタートが切れ、その後、全国的に市町村合併が進むなど、地方公共団体を取り巻く環境は大きく変容し、地方公共団体の自己決定及び自己責任の原則がより一層拡大してきたところである。

このような地方分権の時代にあっては、議員の合議体である議会は、市長とともに市民の直接選挙により選出された市民の代表であるという二元代表制の一翼を担う存在として、その果たすべき役割及び責務がますます増大してきており、議会のあるべき姿を再確認し、明確にすることが求められている。

このため佐賀市議会は、市民との協調の下、市民を代表する機関の一つとして自らの創意と工夫により政策立案及び政策提言を行うとともに、積極的に議会改革に取り組み、市長との緊張関係を保持しながら、真の地方自治の実現を目指すことを決意する。

よって、ここに議会が果たすべき役割と責務の重さを深く自覚し、市民の負託に全力でこたえていくことを誓い、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、議会、議員及び議長の活動原則を明らかにするとともに、議会と市民及び市長等との関係並びに議会に関する基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく市民の負託に的確にこたえ、もって市民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。

【解説】

議会に関わる活動原則を明確にし、地方自治法の本旨にのっとり市民とともに進む議会を目指すことを規定。

（最高規範性）

第 2 条 この条例は、議会における最高規範であって、この条例の趣旨に反する議会に関する条例、議会規則、議会告示等を制定してはならない。

2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、議員の任期開始後、速やかに、この条例の研修を行わなければならない。

【解説】

1. この条例は、佐賀市議会における最高規範であることを規定。
2. 議員がこの条例の理念を再認識するための研修を義務付けた規定。

（議会の活動原則）

第 3 条 議会は、議会が、議員、市長、市民等の交流及び自由な討論の場であるとの認識に

立つものとする。

- 2 議会は、主権者である市民の代表機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を重んじ、市民に開かれた議会として、市民参加を目指して活動するものとする。
- 3 議会は、市の施策に対する意思決定を行う議決機関として、市政運営状況の監視及び評価を行うとともに、適切な判断と責任ある活動を行わなければならない。

【解説】

1. 議会が言論の府であり、自由な討論の場であるとの認識に立つことを規定。
2. 議会が市民の代表機関であることを自覚し、市民に開かれた議会を目指すことを規定。
3. 議会は議決機関としての自覚を持ち、執行機関のチェック等の活動をすることを規定。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、市民福祉の向上を目指して活動しなければならない。

- 2 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議を尊重するものとする。
- 3 議員は、自己の能力を高める不断の研さんに努め、市政全般についての課題及び市民の意見、要望等を的確に把握しなければならない。

【解説】

1. 議員は市民全体の福祉の向上を目指して活動することを規定。
2. 言論は議会制度の重要な要素であることを自覚し、議員間の自由討議を進めることを規定。
3. 議員として常に資質向上に努め、市政全般にわたる住民の多様な意見を把握していくことを規定。

(議長の活動原則)

第5条 議長は、議会を代表して中立公正な職務遂行に努め、民主的な議会運営を行わなければならない。

【解説】

議会の代表としての議長の活動原則を規定。

第2章 市民との関係

(市民との関係の基本原則)

第6条 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

- 2 議会は、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第12項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を原則として公開するものとする。
- 3 議会は、本会議、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。
- 4 議会は、議会及び議員の政策形成能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るために、議員の全部又は一部と市民等との意見交換の場を設けることができる。

【解説】

1. 議会の果たすべき責任として、情報公開の徹底と市民に対する説明責任の実行を規定。
2. 本会議のほか、常任委員会を初め各委員会の原則公開を規定。
3. 地方自治法に基づく参考人や公聴会の制度を活用し、市民の意見や識見を十分に聞いて議会の討議に反映させ、政策水準の向上を目指すことを規定。
4. 多様な市民の意思を聞くために意見交換の場を設け、議会への住民参加を進めながら政策提案の拡大を図ることを規定。

(議会広報の充実)

第7条 議会は、前条第1項の責務を果たすとともに、多くの市民が議会及び市政に関心を持つよう、多様な手段を活用し、広報の充実に努めるものとする。

【解説】

情報技術の発達も含め、さまざまな広報手段を使って広報に努め、市民の関心を高める広報活動にすることを規定。

(議会報告会)

第8条 議会は、議会活動の報告の場として、議会報告会を行うものとする。

2 議会報告会に関し必要な事項は、別に定める。

【解説】

議会の説明責任を果たす方法の1つとして、議会報告会を設けることを義務化し、明文化した規定。

市民からの要請ではなく、積極的に出向いて議会報告会を行うことにしており、開催方法や、報告会での議員の役割、編成などの詳細は別途定める。

第3章 市長等との関係

(市長等との関係の基本原則)

第9条 議会は、市長との立場及び権能の違いを踏まえ、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）と常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案及び市長等への政策提言を通じて、市政の発展に取り組まなければならない。

2 市長等の職員は、本会議、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会において、議長又は委員長の許可を得て、質問することができる。

【解説】

1. 議員と行政との緊張関係の保持、透明化を図るための方途を規定。
2. 緊張関係を保つ方法の1つとして、よりの確な答弁が行えるよう市長等から議員への質問を認めることを規定。

(市長等による政策等の形成過程の説明)

第10条 議会は、市長等が提案する計画、政策、施策、事業等(以下「政策等」という。)について、政策等の水準を高めるため、市長等に対して、次に掲げる事項の説明を求めるものとする。

- (1) 必要とする背景及び目的
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 期待される効果
- (4) 総合計画における根拠又は位置付け
- (5) 関係する法令及び条例等
- (6) 財源措置
- (7) 将来負担すべき経費

2 議会は、前項の政策等を審議するに当たっては、当該政策等の立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

【解説】

1. 行政が重要な政策を提案する場合の7つの条件を示すことを求めた規定で、政策の発生源や将来にわたるコスト計算まで求めることで、政策の公正・透明性の確保と信頼性が高まる。
2. 議会審議での論点、争点を明確にするとともに、執行後の評価に役立つ審議に努める

こととした規定。

(予算及び決算の審議における政策説明)

第11条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明を市長等に求めるものとする。

【解説】

予算、決算の審議においても前条と同じく、議員の審議が深まるよう、わかりやすい説明を求めることとした規定。

(市政に係る重要な計画の議決等)

第12条 地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及びそれに基づく基本計画の策定、変更等とする。

2 議会は、市長等が各行政分野における基本的な計画の策定、変更等をするために計画の概要を公表し、広く市民等から意見等を募集するときは、あらかじめ、市長等に当該計画の策定、変更等を行う理由及び概要の説明を求めるものとする。

【解説】

1. 地方自治法の規定を活用し、市の基本構想に基づく基本計画について、議会の議決事項として追加し、その決定に参画する機会を確保することとした規定。
2. 主要な計画について、議会としても市民との意見交換を深め、市民の声をよりの確に反映することが期待されることから、執行機関がパブリックコメントを実施する場合、事前に議会への説明を求めることとした規定。

第4章 議会の機能の強化

(会派)

第13条 議員は、議会活動を行うため、会派（議会において基本的政策が一致する3人以上の議員をもって構成し、活動を行う団体をいう。以下同じ。）を結成することができる。

2 会派は、政策立案、政策決定及び政策提言に関し、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

【解説】

1. 同一理念を持つ議員3人以上の集団を会派と規定。
2. 会派間の合意形成に努めることを規定。

(政務活動費)

第14条 会派及び会派に準ずるクラブ等は、調査研究その他の活動に資するために政務活動費の交付を受けたときは、証拠書類を公開すること等により、その用途の透明性を確保するものとする。

2 前項に定めるもののほか、政務活動費の交付に関しては、佐賀市議会政務活動費の交付に関する条例（平成17年佐賀市条例第248号）の定めるところによる。

【解説】

1. 政務活動費に関する公正性、透明性を確保するための規定。
2. 政務活動費に関する詳細は条例に規定。

(議会改革の推進)

第15条 議会は、議会改革に継続的に取り組むため、議員で構成する議会運営等改革検討会を設置する。

【解説】

従来、任意の機関として設置していた「議会運営等改革検討会」を常設とし、議会改革を

推進することとした規定。

(専門的事項に関する調査)

第16条 議会は、議案の審査又は市の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査に当たり、学識経験を有する者等を積極的に活用するものとする。

【解説】

地方自治法第100条の2に規定する専門的事項について、各分野に応じ個人や機関、団体への調査を積極的に活用することとした規定。

(議員研修の充実強化)

第17条 議会は、議員の政策の形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。

【解説】

議員の政策形成等の向上のため、議員研修を強化することを規定。

(議会図書室)

第18条 議会図書室は、誰もが利用することができる。

2 議会図書室の利用に関しては、佐賀市議会図書管理規程(平成17年佐賀市議会規程第6号)の定めるところによる。

3 議会は、議会及び議員の調査研究に資するため、議会図書室の図書等の充実に努め、その有効活用を図るものとする。

【解説】

1. 議会図書室が十分に活用されるよう開かれたものとする規定。
2. 議会図書室に関し、詳細は議会図書管理規程で定めるもの。
3. 議員の有効活用を図るため議会図書室を充実することを規定。

(議会事務局の体制整備)

第19条 議会は、議会及び議員の政策の形成及び立案機能の支援体制を強化するため、議会事務局の調査及び法制機能の充実を図るものとする。

【解説】

議会事務局職員の調査・法務能力を高め、より良い事務局体制を整えるよう努めることを規定。

第5章 政治倫理

(政治倫理)

第20条 議員は、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、市民の代表として良心及び責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、政治倫理の確立及び向上に関しては、佐賀市政治倫理条例(平成17年佐賀市条例第5号)の定めるところによる。

【解説】

1. 議員としての倫理観と姿勢を規定。
2. 政治倫理に関する詳細は条例で規定。

第6章 見直し手続

(見直し手続)

第21条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを定期的に検証するものとする。

2 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要がある

と認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

【解説】

1. この条例の目的が達成されているか否かの検討を義務付けた規定。
2. この条例の改善に常に心がけ、必要に応じて改正することとした規定。

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 7 月 1 日条例第 9 号)

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成 23 年法律第 35 号)中地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 2 条の改正規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則(平成 24 年 12 月 21 日条例第 46 号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 14 条の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 72 号)附則第 1 条ただし書の政令で定める日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 23 日条例第 17 号)

この条例は、公布の日から施行する。

佐賀市行政組織図(令和8年4月1日)

